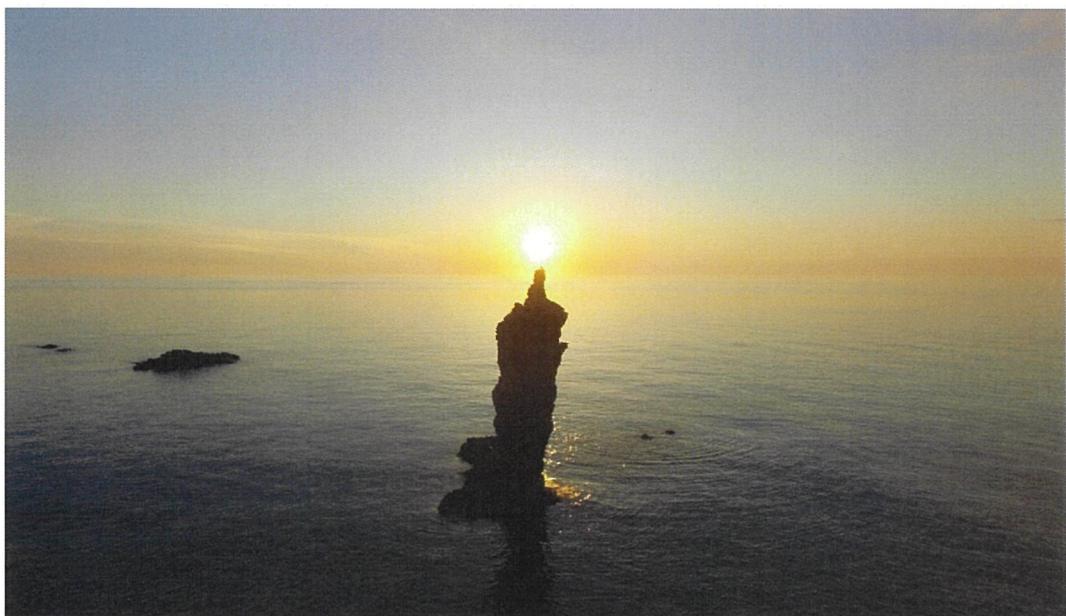


総務省関係者宛

令和6年度

予算編成及び施策に関する要望



(隠岐の島町：夕日が灯るローソク島)

令 和 5 年 9 月

島 根 県 町 村 会

平素から町村行政の推進と本会の運営に対して格別のご支援をいただき、
厚く御礼申し上げます。

中国地方は平年より8日早い5月29日に梅雨入りし、前半は比較的穏やかに推移しましたが、7月8日から9日にかけては梅雨前線の活動が活発になり、線状降水帯の発生で激しい雨に見舞われました。今回の大雨では、県東部の都市部を中心に人的被害や家屋の浸水、道路の冠水、土砂崩れによる孤立集落が発生するなど大変大きな被害をもたらしました。

毎年のように繰り返される自然災害に対し、住民の生命と財産、日常生活の安全・安心がしっかりと確保できるよう、引き続き災害復旧事業や防災・減災・国土強靭化関連事業への手厚いご支援をお願いいたします。

さて、5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類相当に引き下げられ、一応の収束に向かうことになりました。一方、ウクライナ危機や気候変動、原油相場の上昇などによるエネルギー価格をはじめとした諸物価の高騰は止まることなく、国民生活に打撃を与え続けています。我々町村としても、住民の日常生活の不安解消に努めながら、地方創生の実現や少子化の歯止めに向け、一層の努力が求められているものと認識しています。

しかしながら本県町村のほとんどが、中山間・離島など条件不利地域に立地しており、財政基盤も脆弱です。

今後とも、デジタルを活用した地域振興、人口減少対策をはじめ医療、公共交通の確保、さらには災害復旧やインフラ更新など、住民が安心して暮らせる基盤づくりのためには、国による手厚い財政支援措置や諸施策の推進が不可欠です。

つきましては、令和6年度の予算編成と今後の施策展開について、実現していただきたい事項をとりまとめましたので、本県町村を取り巻く厳しい実情を御賢察いただき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

令和5年9月6日

島根県町村会長 池田高世偉

令和6年度予算編成及び施策に関する要望項目

1. 地方創生の更なる推進について

- (1)地方創生推進財源の確保
- (2)「特定地域づくり事業推進法」への対応
- (3)東京一極集中の抜本的是正

2. デジタル化施策の推進について

- (1)行政のデジタル化に対する支援
- (2)条件不利地域に対する支援

3. 行財政運営に必要な地方税財源等の確保・充実について

- (1)地方交付税の総額確保
- (2)地方交付税算定方式の見直し
- (3)新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策実施のための万全な財政対策等
- (4)過疎地域の公共施設適正管理推進事業債の財政措置の拡大

4. 物価高騰対策の継続について

5. 集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興について

6. 公職選挙制度の見直し・改善等について

- (1)参議院選挙における合区の早期解消
- (2)公職選挙における電子投票導入
- (3)期日前投票所の弾力的な運用

7. 過疎対策事業債の拡充について

8. 森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて

9. 空き家の有効活用等の推進について

10. 離島振興に向けた特別措置の拡充等について

令和6年度予算編成及び施策に関する要望

1. 地方創生の更なる推進について

(1) 地方創生推進財源の確保

- ①各町村が総合戦略に基づいて実施する各種施策が継続的・安定的に行えるよう、国において地方創生推進財源を確保すること。特に、地方財政計画に計上されている「デジタル田園都市国家構想事業費(地方創生推進費)」の継続拡充を図ること。
- ②「デジタル田園都市国家構想交付金」については、国において対象事業の要件緩和など、地域の実情に応じて効果的に活用できる自由度の高い制度にするとともに、予算規模の拡大を図ること。
また、交付金に係る地方の財政負担については、「デジタル田園都市国家構想事業費(地方創生推進費)」とは別に、地方財政措置を講じること。

(2) 「特定地域づくり事業推進法」への対応

「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」は、過疎地域等において若者の安定的な雇用等を実現し、地域の担い手となる人材確保を図るうえで、重要な役割を果たすことが期待される。

については、未設置町村において、法に基づく諸施策が円滑に実施できるよう、引き続き、事業協同組合の設立・運営に関する相談体制の整備や、町村職員に対する研修・情報提供など、指導・支援の充実強化に取り組むこと。

(3) 東京一極集中の抜本的是正

新型コロナウイルス感染症の拡大リスクや首都直下型地震等の大規模災害など、危機管理の観点からも、東京一極集中の是正と自立分散型国土の形成は、国を挙げて取り組むべき喫緊の重要課題である。

今後、「デジタル田園都市国家構想」等のデジタル技術を活用した地方活性化施策を総動員し、コロナ禍を契機に本格化の兆しの見える地方への移住・定住、若者や都市住民の田園回帰等の流れを一層加速させること。

また、脱炭素社会の実現やエネルギー安全保障確保の観点から、農山漁村に豊富に存在する再生可能エネルギーを最大限活用し、エネルギーの地産地消、地域循環モデルの構築等グリーン(脱炭素)化による地方活性化施策を推進することで、東京一極集中を抜本的に是正すること。

2. デジタル化施策の推進について

(1) 行政のデジタル化に対する支援

町村におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に当たっては、小規模町村の財政負担が大きいことから、国において積極的な財政支援を行うこと。

また、町村における専門人材の確保・育成が将来にわたる課題となつてることから、国等における研修・教育カリキュラムなど一層充実させること。

更に、町村の情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行については、早期に的確な情報提供を行うとともに、それぞれの町村の状況に応じたきめ細やかな対応を行うこと。

加えて、やむを得ない事情により令和7年度までにシステム移行できない町村に対し、不利益が生じないように配慮すること。

(2) 条件不利地域に対する支援

条件不利地域を含めた全ての地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含む全ての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう、国において必要な対策を講じるとともに、町村が独自に行うデジタル技術を活用した地域社会の活性化・課題解決に係る事業の実施に要する経費については、財源の乏しい町村の実情や条件不利地域等のハンディキャップを考慮し、十分な技術的・財政的支援を行うこと。

3. 行財政運営に必要な地方税財源等の確保・充実について

(1) 地方交付税の総額確保

骨太の方針2023を踏まえ、令和6年度の地方財政対策においては、地方財政の極めて厳しい現状等を踏まえ、地方交付税の法定率の引き上げや、臨時財政対策債の廃止・縮減を含めた抜本的な改革等を行うべきであり、臨時財政対策債に頼らず、安定的に地方交付税総額の確保を図ること。

とりわけ、人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに地方創生の更なる推進を図るため「デジタル田園都市国家構想事業費」、「地域社会再生事業費」を拡充・継続するなど地方交付税等一般財源総額を確実に確保すること。

(2) 地方交付税算定方法の見直し

- ① 各町村の行政コスト差は人口や地理的条件などによるところが大きく、民間委託などが困難な離島・中山間地域に位置する小規模な町村にまで、一律に理不尽な行政コスト削減を強いられるような基準財政需要額

の算定は行わないこと。

- ②地域の医療・保健・福祉サービスの確保をはじめ、生活交通の確保、地域コミュニティや消防防災体制の維持等は、町村にとって大きな課題であり、今後交付税算定の見直しを行う場合には、過疎、山村、離島、半島、豪雪等不利な条件を抱える町村の多様な財政需要を的確に反映して、個別町村の行財政運営に支障を来すことのないようにすること。
- ③町村における森林・林野行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に「林野面積」(国有林野面積を含む)や「林道延長」を測定単位とする「森林・林野行政費」を新設すること。

(3)新型コロナウイルス感染症及び物価高騰対策実施のための万全な財政対策等

新型コロナウイルス感染症が収束に向いつつあるが、感染の再拡大防止対策や遅れ気味な地方の雇用・経済対策を推進するため、引き続き予備費の活用や必要に応じた適時の補正予算編成等により、各分野の対策事業費の確保に万全を期すこと。

また、最近の物価高騰の影響により建設費等高騰が続いていることから、町村が実施する事業に影響を及ぼさないよう、公共事業等の補助率、補助単価等について実態に即した機動的な引き上げを行うこと。

(4)過疎地域の公共施設適正管理推進事業債の財政措置の拡大

公共施設等総合管理計画の個別計画に基づき、公共施設の1)集約化・複合化事業、2)長寿命化事業、3)転用事業、4)立地適正化事業、5)ユニバーサルデザイン事業、6)除却事業を行う場合の充当率を100%、交付税措置率を70%に拡大すること。

4. 物価高騰対策の継続について

不安定な国際情勢や為替相場の変動に伴う燃料価格や電気料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を図るため、引き続き地域特有の事情に即し、効果的な経済対策を講じる観点から、地方創生臨時交付金を継続的に交付すること。

5. 集中豪雨・地震等による大規模災害からの復旧・復興について

近年頻発する記録的な豪雨・大型台風により、多数の死傷者や河川の氾濫による大規模な浸水、土砂崩れや、道路・橋梁等交通インフラの寸断、油の流出による汚染や倒木による大規模停電等、被害が甚大化している。

このため、被災町村が早期に復旧・復興できるよう、国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。

特に、町村が整備している光ファイバ網の災害復旧については、デジタル社会を支えるインフラ基盤としての重要性に鑑み、道路等の災害復旧と同等の国庫補助金、地方財政措置とすること。

また、町村では技術系職員が不足しており、復旧事業に支障が生じる懸念があることから、引き続き、国による人的支援や民間事業者の活用に対する支援等を強化すること。

6. 公職選挙制度の見直し・改善について

(1) 参議院選挙における合区の早期解消

我が国が直面する国全体の急激な人口減少や東京圏一極集中及び地方衰退の弊害がこれ以上深刻化しないよう、この国のあり方を考えていこうえでも、国政において多様な地方の意見がしっかりと反映される必要があり、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなることは極めて問題で、地方創生や安心安全な国づくりにも逆行するものである。

よって、早急に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度にすること。

(2) 公職選挙における電子投票導入

投票所の確認作業、投票用紙の交付、開票作業の按分票等一連の選挙事務に多額の費用と時間を要している。将来的な少子高齢化社会に対応し、円滑に投票ができ、投開票作業等が迅速に行えるよう、電子投票システムをすべての自治体に構築すること。

(3) 期日前投票所の弹力的な運用

期日前投票所の開設に当たっては、期日前投票管理者、投票立会人の拘束時間が長時間であるため、高齢化している町村では、人員確保に苦慮している。また、人口の少ない町村においては、18時以降の期日前投票者の数は極端に少ない。よって、期日前投票所の開設時間については、人員確保やコスト削減の観点から地域実情に合った運用ができるよう一層の弾力化措置を講じること。

7. 過疎対策事業債の拡充について

過疎対策事業債については、過疎市町村数が増加したこと、過疎計画に基づく事業が本格化することから過疎対策事業が着実に実施できるよう、増額を図るとともに各種支援制度の拡充を図ること。

8. 森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて

森林環境譲与税の譲与基準については、森林整備等を着実に進め、山村地域等の再生に一層取り組むことができるよう、対象となる森林や森林面積割合を見直すこと。

9. 空き家の有効活用等の推進について

町村が空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、特定空き家に該当しない空き家についても利用実態に応じ、固定資産税の住宅用地特例から除外することや、家屋の所有者に関する福祉関連情報の活用、緊急安全措置(即時強制)の規定整備、借地上にある空き家対策など、町村において、より一層空き家の有効活用等が推進されるよう、町村の意見を十分に反映すること。

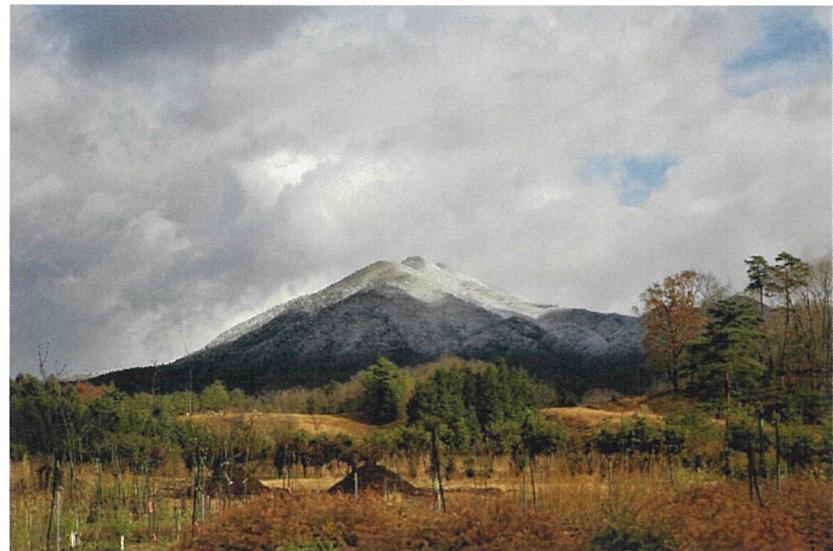
10. 離島振興に向けた特別措置の拡充等について

令和5年4月1日に施行された「離島振興法の一部を改正する法律」に基づき、離島振興法の期限が10年間延長されるとともに、『離島に対する配慮規定』等が充実されたが、その趣旨を踏まえ積極的に離島振興が図られるよう所要の財政措置を講じること。

また、現在、国が推進している上下水道事業の経営改善を目的とした広域化及び、施設の老朽化対策について、本土の事業者より経済的負担が大きい離島の事業者に対して、財政措置の充実強化を図ること。



(吉賀町:高津川源流 大蛇ヶ池)



(飯南町:初雪をまとう琴引山)